

※ 土砂災害特別警戒区域に指定された区域は除く

<居住誘導区域内の確認はこちらから>

- 犬山市ホームページ：ページ番号 1010742
立地適正化計画に係る届出制度
ページ内：誘導区域図 (PDF) で確認
- 同じ：ページ番号 1007187
犬山市地図情報ポータルサイト
「わんマップ」の都市計画情報で確認



<わんマップでの確認方法>

- ① 犬山市ホームページにて「ページ番号から探す」より、ページ番号「**1007187**」を検索する
- ② 犬山市地図情報ポータルサイト「わんマップ」(外部リンク)を開く(またはポータルサイト二次元コードから開く)
- ③ ご利用条件を確認し、「同意する」を押す
- ④ 都市計画を選択
- ⑤ 利用規約を確認し「上記に同意して地図をみる」を押す
- ⑥ 凡例を押す
※ スマートフォンの場合はメニュー画面から凡例を確認できます
- ⑦ 凡例の下から2つ目「居住誘導区域」以外のチェックをすべて外す
- ⑧ 対象箇所に網掛けがかかっていることを確認する

【凡例】
居住誘導区域

「犬山市居住誘導区域

定住促進奨励金」のご案内

まちなか(居住誘導区域内)の土地を新たに購入し、3年以内に居住用住宅を取得した子育て世帯に

5万円

の奨励金を交付します。

※ 対象要件があります。
ページ下部を確認してください。



さらに

①・②に該当するとそれぞれ

- ① 申請日において**多子世帯**である場合
- ② 次のア又はイのいずれかに該当する場合

- ア 既にある居住用住宅の床面の高さを浸水が想定されない高さまで**かさ上げする工事**を実施した場合
- イ 居住用住宅に係る敷地の地盤面の高さを浸水が想定されない高さまで**盛土する工事**を実施した場合

5万円

が加算されます!

加算対象となる要件のイメージは、3ページをご覧ください。

~もらえる金額の例~

基本額 **5万円** + 加算額 **5万円** + 加算額 **5万円** → **最大 15万円**

基本要件に該当 加算要件①に該当 加算要件②に該当

※ 申請期限があります。



必要書類

- (1) □申請書(様式第1)
- (2) □申請者に係る世帯全員の住民票の写し(個人番号が印字されていないもの)
- (3) □建築に係る確認済証の写し又は検査済証の写し
- (4) □居住用住宅に係る土地及び建物登記の全部事項証明書の写し
- (5) □かさ上げや盛土の工事をした場合は、工事を実施したことが客観的に確認できる平面図、断面図等の工事図面の写し
- (6) □上記のほか市長が必要と認める書類

※ (2)、(4)は、発行から**3か月以内のものでかつ最新の状態**のもの。
※ 世帯構成によっては、戸籍謄本等の提出をお願いする場合があります。

申請書類を都市計画課窓口(市役所2階)に提出してください。

- 受付時間は、開庁日の午前9時00分~午後4時00分までとなります。
- 郵送・メールでの提出は受付しません。
- 事前確認(書類等のチェック)は、随時受付しています。



- 申請期限は**2月末日まで厳守(土日祝を除く)**です。
- **申請は一回限り**です。
- **予算がなくなり次第、受付を終了**します。



<ウェブサイト>

犬山市 居住誘導区域奨励金 犬山市ホームページで【ページ番号：1012739】検索

申請・問い合わせ先

犬山市都市整備部都市計画課 計画調整担当(市役所本庁舎2階)
電話：0568-44-0330(直通) FAX：0568-44-0366
メール：080100@city.inuyama.lg.jp

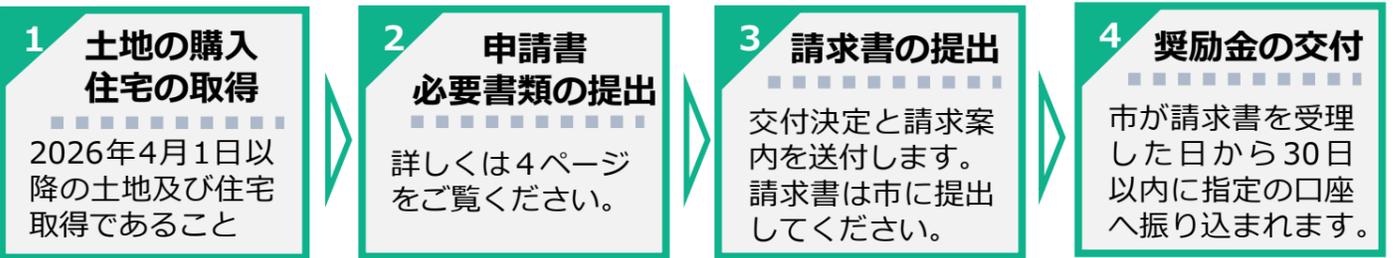
対象要件(すべてに該当する方が対象です)

- 申請日において**子育て世帯(3ページ参照)**であること。
- 2026年4月1日以降に居住誘導区域*内の土地を売買により取得し、当該土地を取得した日から3年以内に居住用住宅を取得していること。**
- 居住用住宅を取得した日から起算して3年が経過していないこと。
- 居住する**直前の住所が犬山市居住誘導区域外**であること。
- 奨励金の交付決定を受けた日から**3年以上継続して居住用住宅を所有し、かつ、居住すること。**
- 居住用住宅に居住している者全員が、犬山市税等を滞納していないこと。
- 居住用住宅に居住している者全員が、暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- 居住用住宅の所有者又は共有者(「所有者等」という。)が、過去に奨励金の交付を受けていないこと。
- 所有者等が、過去に犬山市ふるさと定住促進サポート事業補助金、犬山市働きて定住促進サポート事業補助金又は犬山市住宅リフォーム補助金の交付を受けていないこと。

注 交付対象者が居住用住宅を共有しているときは、共有者のいずれか一人を交付対象者とする。
※ 居住誘導区域の確認は、4ページをご覧ください。

— 奨励金交付の流れ —

交付申請等の手続きの流れは、次のとおりです。



<申請期間>

- ・ 居住用住宅を取得した日から起算して3年が経過する日まで
- ・ 毎年度2月末日まで（新たな受付は4月1日から開始）
- ※ 2月末日が土日祝日の場合はその前の開庁日までです。

<交付に関する主要な要件>

- ・ 申請日において子育て世帯であること
- ・ 土地を売買により取得した日から3年以内に居住用住宅の取得をしていること
- ※ 2026年4月1日以降の土地取得に限ります。
- ※ 奨励金の交付は、申請から1ヶ月以上かかります。

子育て世帯とは…

子（出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）が居住している（現に居住し、居住用住宅の所在地に住民登録を行っている）世帯をいいます。

想定Q&A（申請が可能となる日）

Q：申請できるようになる日はいつのことを指しますか？
 A：2026年4月1日以降に土地を購入し、居住用住宅を取得した日が起算日となります。ただし、申請日時点で住民票を市外又は市内の居住誘導区域外から市内の居住誘導区域内に移している必要があります。

<申請期間と各期限の考え方（例示）>



パターン（例示）	① 土地の取得日	② 居住用住宅の取得期限（土地を取得してから3年以内）	③ 居住用住宅の取得日	④ 申請期限（居住用住宅を取得してから3年以内）
A：早期に住宅取得	2026年4月10日	2029年4月9日	2027年10月20日	2030年10月19日
B：住宅取得に時間をかけた	2026年5月1日	2029年4月30日	2029年4月20日	2032年4月19日
C：受付期間外の重複（要注意）	2026年4月1日	2029年3月31日	2027年3月15日	2030年3月14日 ※実質は、 2月末日が期限

※ **パターンC（要注意ケース）のポイント**
 このケースは、手続上の「④ 申請期限」は2030年3月14日となりますが、申請期間の規定（3月1日～31日は受付期間外）があるため、申請期限に制約が発生します。

奨励金が加算となる要件のイメージ

1. 申請日において多子世帯の場合

- 『多子世帯』：子育て世帯のうち、子が3人以上あり、かつ、第3子以降が中学生以下の世帯
- 『子育て世帯』：子が居住している（現に居住し、居住用住宅の所在地に住民登録を行っている）世帯
- 『子』：出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

ここでの『子』に当てはまる期間のイメージ（例示）

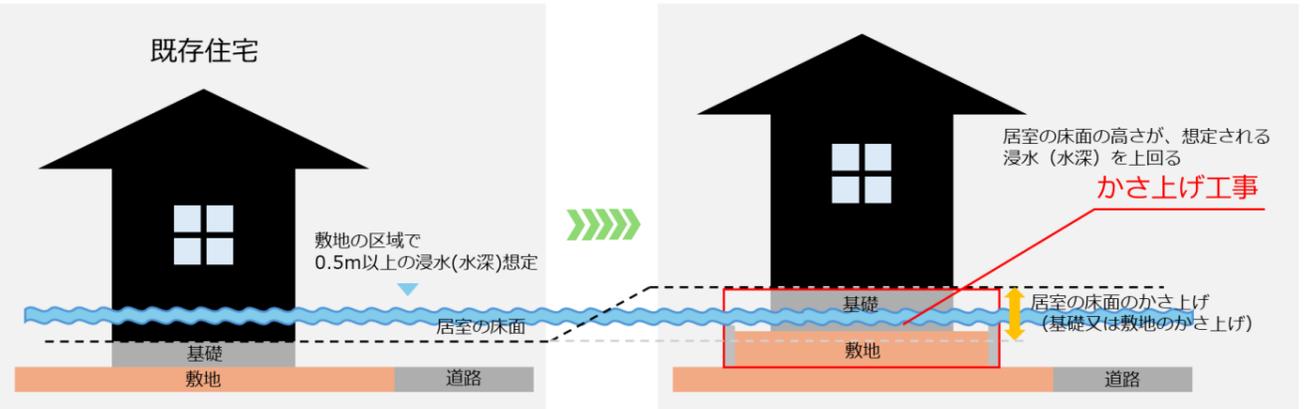
誕生日	満18歳に達する日	以後の最初の3月31日	該当しなくなる日
2008年4月1日	2026年3月31日	2026年3月31日	2026年4月1日
2008年4月2日	2026年4月1日	2027年3月31日	2027年4月1日



2. 居住用住宅の浸水対策として次のア又はイのいずれかに該当する場合

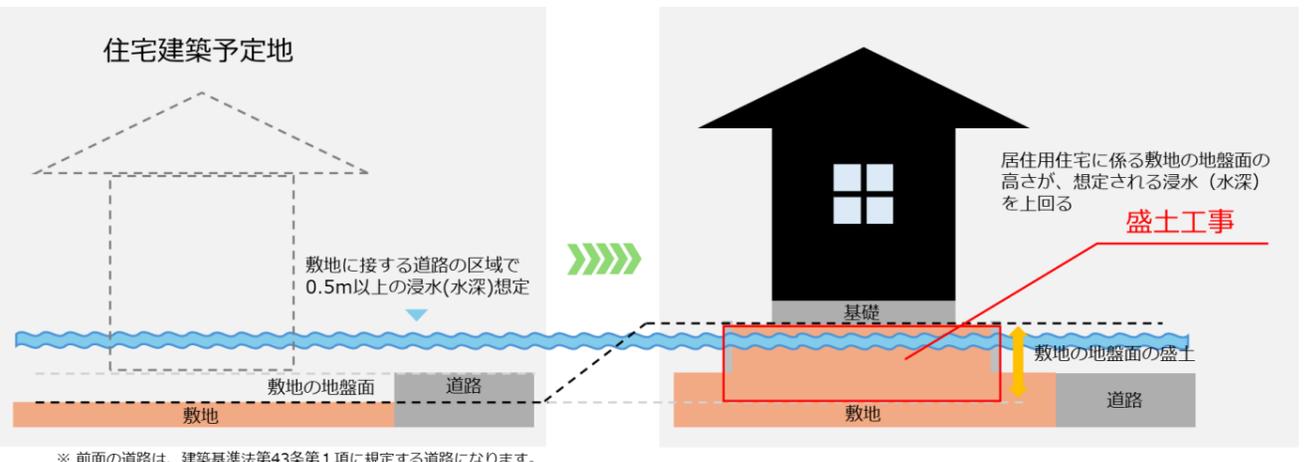
ア 既存の居住用住宅の床面の高さを浸水※1が想定されない高さまでかさ上げする工事を実施した場合 ※1 敷地の区域で、想定しうる最大規模による洪水に係る0.5m以上の浸水（水深）想定がある場合

かさ上げ工事のイメージ



イ 居住用住宅に係る敷地の地盤面の高さを浸水※2が想定されない高さまで盛土する工事を実施した場合 ※2 敷地に接する道路の区域で、想定しうる最大規模による洪水に係る0.5m以上の浸水（水深）想定がある場合

盛土工事のイメージ



想定しうる最大規模による洪水に係る浸水深の調べ方

「マップあいち」水害情報マップには、下記の二次元コードを読み取ってアクセスできます。

- ① 愛知県統合型地理情報システム「マップあいち」水害情報マップで、該当する敷地（又は前面道路）の想定浸水深を検索（各レイヤを一つずつ検索してください）
 - ・ 検索レイヤ①：国河川-洪水浸水想定区域図-想定最大規模（L2）
 - ・ 検索レイヤ②：県河川-洪水浸水想定区域図-想定最大規模（L2）-13郷瀬川流域L2
 - ・ 検索レイヤ③：県河川-洪水浸水想定区域図-想定最大規模（L2）-15新川流域L2
- ② 地点を最大縮尺で表示し、地点をクリックすると想定浸水深が表示

